

苦情相談

国民生活センター 商品テスト部

アイロン台の脚が折りたたまれて、 アイロンが落ち、ふくらはぎにやけどを 負った事案



アイロン台の脚を留める金具を固定するビスが取り付けられていなかったり、緩んでいたりしていたため、脚が折りたたまれて、アイロンが落ちたと考えられる事例を紹介する。

相談内容

買ったばかりのアイロン台（写真1）を使って、アイロンをかけていた。アイロン台の右手前にアイロンを立てて置いたところ、アイロン台の脚が内側に折りたたまれて、熱いアイロンが右脚のふくらはぎに落ちてやけどをした。アイロン台をひっくり返して裏側を見ると、脚をビスで4カ所留めてあるべきところ、2カ所にビスがなかった。事業者にやけどをしたと伝えたところ、治療費を支払うと言われた。

ところが、後日、事業者から「アイロン台の脚が折りたたまれた原因を調査し、事故当時と同じ状況で200回テストをしたが、やけどとの因果関係はないので治療費を払わない」との報告書が届いた。

納得できないので、アイロン台の脚が折りたたまれた原因を調べ

写真1 苦情品



商品テストおよび調査

相談を受けた消費生活センター（以下、受付センター）は、国民生活センターに商品テストを依頼した。その結果、次のことが分かった。

(1) 外観調査

苦情品は、脚を折りたためるアイロン台である。前脚、後脚とも脚を留める金具（写真2）を固定するビスの頭部に浮きがあり（写真3）、さらに後脚ではビス2本がなかった（写真4）。

ビスと金具を外して確認すると、ビスがなかった穴にはねじ山がなく、ビスが付けられていた痕跡もなかった（写真5）。

(2) 脚の固定状態の調査

苦情品と新たに購入した苦情同型品、参考品

写真2 脚をたたんだ裏面



写真3 頭部が浮いたビス

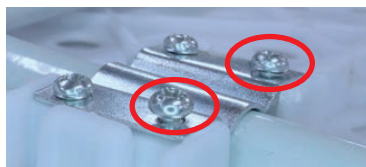


写真4 ビス2本がなかった後脚

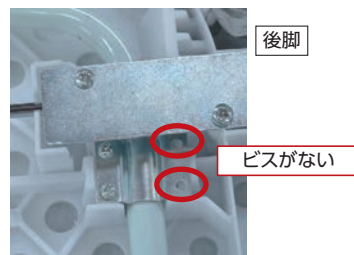
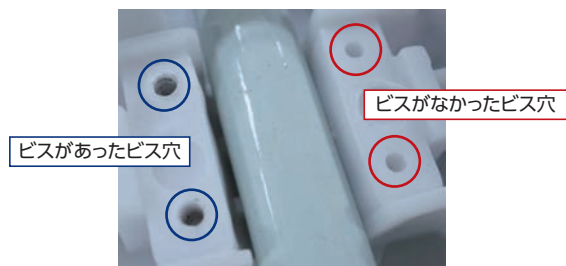


写真5 ビス穴の状態（ビスと金具を外したところ）



の開いた脚をたたむのに必要な力を測定した（写真6）。

測定の結果、苦情同型品や参考品では、脚をたたむのに10N（約1kgf）程度の力が必要であったが、苦情品の脚は1.5N（約0.15kgf）という非常に弱い力でたためた。

さらに、苦情品は脚の固定が緩く、本体を持ち上げると開いた脚が自重で垂直まで戻って不安定な状態になり、そのまま置くと荷重をかけなくても脚が折りたたまれて倒れてしまうことがあった（写真7）。

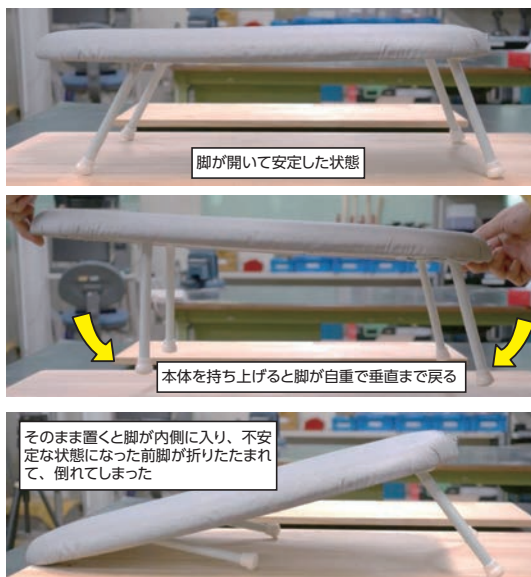
（3）安定性試験

苦情品の脚が開いた状態での安定性を調べるために「CPSA0139 家庭用アイロン台の

写真6 脚をたたむのに必要な力



写真7 弱い力でたたまれた苦情品の脚



SG基準」(2015年9月制定)を参考に、苦情品と苦情同型品で安定性試験を行った。試験の結果、苦情品、苦情同型品とも転倒しなかった。

（4）表示等

苦情品、苦情同型品、参考品の本体には脚や安定性に関する表示等はなかった。

苦情同型品に同梱のラベルには「ご使用前に、本体の破損やガタツキを点検し、安全を確認してからご使用ください」「脚を立てて使用する場合は、しっかりと開ききった状態で使用してください」「平らな安定した場所でご使用ください」等の安定性に関する注意表示があった。

参考品に同梱のラベルには「ご使用前に製品に亀裂、破損、ガタツキ、脚部がしっかり固定されているかをご確認の上、ご使用ください」「ご使用の際は、両脚を完全に開いて固定させた後、平らな場所で安定させてからご使用下さい」等の安定性に関する注意表示があった。

以上、苦情品は脚を留める金具を固定するビスがなかったり、緩んでいたため、アイロン台の脚がたたまれてしまったものと考えられた。

結果概要

受付センターは、相談者と事業者に商品テスト結果を伝えた。事業者には、脚がたたまれたことによりアイロンが落ちてやけどをしたものと考えられ、消費生活用製品安全法の重大製品事故に該当すると思われるため、消費者庁に報告するよう求めた。併せて、相談者は話し合いによる解決を望んでいるため対応をするよう求めた。

後日、事業者から「相談者と話し合い、治療費等を渡して了承を得た。苦情同型品のアイロン台の在庫は全品検査し、すべてビスが付いていることを確認した。今後製造・販売を中止する」との報告があった。

なお、事業者は同庁に消費生活用製品安全法に基づき重大製品事故として、受付センターは消費者安全法に基づき重大事故として報告した。